

平成26年度土浦市中心市街地活性化協議会通常総会議事録

開催日時 平成26年4月21日(月) 3時より3時40分

開催場所 ホテルマロウド筑波

出席者数 委員19名(代理2名)

出席者名

- ・中川喜久治(土浦商工会議所会頭)
- ・伊藤光二郎(土浦都市開発(株)常務取締役)
- ・大澤 義明(筑波大学)
- ・横山 和裕(土浦商工会議所副会頭)
- ・田中 義法(土浦商工会議所青年部会長)
- ・古宇田文子(土浦商工会議所女性会会長)
- ・五頭 英明(土浦市副市長)
- ・小泉 裕司(土浦市副市長)
- ・瀬古澤 擴(土浦商店街連合会会長)
- ・佐竹 守正(土浦商店街連合会副会長)
- ・丸山 久(土浦駅駅長)
- ・山根 幸美(土浦市女性団体連絡協議会調査研究部会長)
- ・伊藤 勝夫(株アトレ ペルチ土浦店長)
- ・茅根 務(土浦市金融団幹事行)
- ・豊田 高久(土浦市金融団幹事行)
- ・田中 清美((公社)茨城県宅地建物取引業協会土浦・つくば支部副支部長)
- ・池田 正(土浦農業協同組合)
- ・池田 正雄(つくば国際大学)
- ・高木 節子((一社)霞ヶ浦市民協会理事)
- ・桜井 繁行((一社)土浦青年会議所※矢口委員代理)
- ・小林まゆみ(NPO 法人まちづくり活性化土浦※勝田委員代理)

オブザーバー

- ・横田 清泰(内閣官房地域活性化統合事務局参事官補佐)
 - ・沼尻 憲(茨城県商工労働部中小企業課長)
- (茨城県)
- ・清水 伸(茨城県商工労働部中小企業課補佐)
 - ・箱石 友之(茨城県商工労働部中小企業課主事)
- (土浦市)
- 塚本 盛夫(市長公室長)
 - 久保谷秀明(産業部長)
 - 東郷 和男(都市整備部長)
 - 神立 義貴(市長公室参事兼政策企画課長)
 - 飯村 甚(商工観光課長)
 - 船沢 一郎(都市計画課長)
 - 佐野 喜則(商工観光課長補佐)
 - 飯泉 貴史(まちづくり推進室室長)
 - 長坂 英治(まちづくり推進室主幹)
 - 中泉 梢(まちづくり推進室主事)
- (事務局：土浦商工会議所)
- 久保田利夫(専務理事)
 - 稲葉 豊実(中小企業相談所長)
 - 松井 修一(総務部長)
 - 加賀美吉彦(総務課長)
 - 森内 靖雄(中心市街地活性化協議会係長)
 - 菅原 伸司(中心市街地活性化協議会主幹)

1. 挨拶（中川会長）

昨日は、かすみがうらマラソン大会が開催され、22,270名のランナーの参加のもと、大変多くの方々が中心市街地が賑わいましたが、常にこのような賑わいがある街にして行かなければならないという思いでおります。

ご承知のこととは思いますが、土浦市の中心市街地活性化基本計画が、内閣総理大臣の認定を受けました。先ほど市庁舎において、伝達式が行われ、横田参事官補佐から市長に認定書が手渡されました。

委員の皆さんには、約2年に亘り、万難を排してご出席をいただいた結果が実ったので、心から感謝いたしております。

大澤副会長におかれましては、基本計画策定委員会の委員長を務めながら、協議会にも副会長として参画いただき、貴重なご意見をいただきました。

又、横田参事官補佐におかれましては、お忙しい中、オブザーバーとして、毎回欠かさずご出席いただき、貴重な講演やアドバイスを頂いたことは、本当にありがたく心からお礼を申し上げます。

改めて発足当初を振り返りますと、基本計画を策定し、活性化に取り組んでいる都市は多くある一方で、成果を上げられていない計画も多いと聞いていましたので、当時は策定委員も兼務しており、また同じような組織をつくって何を協議するのかと疑問に思っておりました。

しかしながら、「協議会で十分な議論がされていない。」「市の計画の追認組織になってしまっている。」ことが、活性化が図られない要因であるという認識の下、委員の皆さんの高い意識の意見が反映されたからこそ、認定につながったことと思っております。

先日改正された中心市街地活性化法では、協議会の意見を計画に反映させることが認定要件に加えられたと聞き及んでおります。

更に、単なる街のコンパクト化ではなく、地域の特色を活かし、民間投資の喚起を促す計画であることが認定の重要な要件になりました。

土浦市が土浦港を含む119haをもって、計画策定に臨んだことも大きなことであったと思います。

このような流れを踏まえれば、霞ヶ浦の活用が計画の大きな要素になっていきますので、土浦市には本気になって取り組んでいただきたいし、我々も実現に向け応援をしていきたいと思っております。

これからの5年間は、計画の進捗状況を伺いながら、それぞれの立場で考え、実現に向け取り組んで行く新たな出発となりますので、共通認識としてご理解いただきながら協議を進めて参りますので、ご協力をお願いいたします。

2. 議事 議案

- 第一号 平成 25 年度事業報告について
異議なく承認された。
- 第二号 平成 25 年度収支決算報告について
異議なく承認された。
- 第三号 平成 26 年度事業計画(案)について
異議なく承認された。
- 第四号 平成 26 年度収支予算(案)について
異議なく承認された。
- 第五号 規約の一部改正について
異議なく承認された。
- 第六号 任期満了による委員の選任について
異議なく承認された。
- 第七号 組織体制について
異議なく承認された。

3. その他

(横山委員)

新設されました、調査研修部会において部会長を拝命することとなりました。

計画は 78 事業と多岐にわたりますが、本年度は特に、川口二丁目地区整備事業に特化して進めていきたいと考えております。

商工会議所常議員会等でも、市庁舎移転と新図書館建設だけでは、活性化が図られない、起爆剤となる事業が必要だという意見が出されておりました。

先ほど行われた認定書伝達式の中でも、横田参事官補佐から、地域資源を活かした活性化策が必要で、今回認定された大きな要因の中には、霞ヶ浦に世界一の噴水を整備することが盛り込まれたことであると伺いました。

しかしながら、噴水計画も現段階では、知識も少ないことから、この事業実現に向け重点的に取り組んでいきたいと考えております。

私は、噴水をつくるのが目的ではなく、あくまで手段であると考えております。目的は、これによる民間活力の喚起と、交流人口を増やすこと。来たお客様を如何にして、まちなかに誘導するかが最重要課題であります。調査研修部会は、スピード感を持って、すぐにでも事業展開をして行く所存でおります。

土浦市は文化交流都市を目指していますが、更に観光の要素を加え、街を活性化して行く研究をして参ります。商都として発展してきた歴史がありますので、観光地化するにあたってのホスピタリティーの向上を図るほか、回遊性をキーワードに 5 年間で必要な物を洗い出して参ります。

大噴水の整備にあたっては、漁業権、生態系、放射線、コスト面等々、大変多くの課題を抱えております。

部会では、各地にある噴水施設の視察や、様々な人脈を活用して「オール土浦」態勢で計画を後押しできる研究を重ねていきたいと思っております。

横田参事官補佐から、「土浦は中心市街地活性化のモデル都市になり得る」という有難い言葉をいただきました。この期待に応えられるよう、計画期間は 5 年ですが、個人的には 4 年で完結して 1 年を予備期間に出来るくらいのスピードで展開することが理想だと思っておりますので、各地に学びながら計画が進められるよう貢献して行きたいと思っております。

(大澤副会長)

基本計画認定については、法改正がなされてからの認定は、初期の認定とは違い、勝てる計画が選ばれたと認識しております。

その中で、今後の取り組みについて、横山部会長のお話を伺いましたが、素晴らしいと感じましたし、スピード感を持って取り組むことが大事であると思っております。

今の時代において、人口も減っていますし、財政的にも厳しいということもあり、安定はありません。常に何かに取り組んで行かなければならないと我々も強く感じています。

大学との連携を図ると書かれていますが、隣町にある大学生の、若者・よそ者目線は活用いただきたいことと、若い人はSNSなどを使った発信力がありますので、留学生も含め一緒に取り組みたいと思います。

計画が認定を受けましたが、これからがスタートであり、目的はまちの活性化ですので、色々なアイデアをもって微力ながら貢献して参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

閉会 事務局は総会を閉会した（3時40分）

第9回中心市街地活性化協議会通議事録

開催日時 平成26年4月21日（月）3時50分より5時10分

開催場所 ホテルマロウド筑波

出席者 通常総会に同じ

1. 報告事項

認定土浦市中心市街地活性化基本計画について
（船沢課長）

3月に総理大臣認定を受けた基本計画概要について、
計画期間、計画区域、基本方針、土地利用ゾーニングの方針、具体的な数値目標、主要事業に関する説明がなされた。

2. 講演

「新たな中心市街地活性化政策と中心市街地活性化協議会の役割」

講師：内閣官房地域活性化統合事務局参事官補佐 横田清泰氏

本日は、中心市街地活性化法の改正を踏まえた中心市街地活性化協議会のあり方についてお話をいたします。

中心市街地活性化政策については、一昨年（2014年）の12月に政権交代が行われ大きな転換期を迎えましたが、そもそも中心市街地活性化が必要となった背景からご説明いたします。

一番の要因は、平成2年当時の日米構造協議にあります。それまで、国内においては、大規模小売店舗法により、大型店舗の出店に際して地元商工会議所等に調整機能があり、地元の事業者の総意に基づいた出店しか認められませんでした。

そのことが、アメリカに多くある大型ショッピングセンター等にとって、日本市場への参入障壁になっていたことから、日米構造協議において、大店法のあり方について議論がなされました。

結果的には、当時の大店法が国際的な貿易ルールに反するものであったことから、法律を改正することになり、新たな法体系の下、大型のショッピングセンター等が立地可能な状態になりました。

平成6年に大店法の廃止が決まりましたが、それまで商業調整という形で日本の経済が成り立っておりましたので、直ぐにシフトすることが困難でありました。

大店法に代わる新たな法律ができる前に施行されたのが中心市街地活性化法です。

大店法の廃止に伴って、商店街や商業施設等の運営の在り方について、見直す時期が来ましたので、その対応策として、中心市街地活性化法によって、商業者に負担をかけない政策の在り方をとっていったわけです。

平成10年に中心市街地活性化法ができ、大店法は平成12年に廃止になり、大店立地法に代わりました。これまでは、大型店を規制していましたが、大店立地法ではむしろ誘致する方向性になりました。

ただ、誘致することによって様々な障害が生じて来ますので、それを中心市街地活性化法で保護するよう枠組みになっています。

中心市街地活性化法は事業者の理念に基づいた法律だと言えますが、法律を運用する上で様々な課題が出てきたことも事実であります。

やはり、まちなかを活性化する上では商業的な部分だけではなく、生活空間としてどうあるべきかを検討するべきだという意見が出て参りました。

ご承知の通り、少子高齢化によって人口が減少傾向にある中、まちなかをどうするべきかという理念で政策を再構築する必要がありました。

このことから平成18年に中心市街地活性化法の改正が行われ、現行の法体系ができたわけです。

第一期は、事業者による経済の活力向上が中心でしたが、平成18年の法改正以降は、経済活力の向上と、都市基盤の整備の両輪で中心市街地の活性化を図る法体系になりました。

土浦市の基本計画も、現行の法体系に基づいて策定していただきましたが、既に認定を受けていた計画を見ますと目標達成が難しい現実もありました。

このような状況を鑑みまして、一昨年の政権交代によって、もう一度、中心市街地の在り方を

考え直そうという議論が政府与党の中で行われ、昨年6月、アベノミクスの3本目の矢である日本再興戦略が閣議決定されました。中心市街地活性化法もこの再興戦略に基づいて改正することとなりました。

大胆な金融緩和と、機動的な財政出動により環境整備をした上で、第三の矢を放つことにより、長引くデフレ不況からの自信回復と、将来の明るい期待を行動に変えて行くことが再興戦略であります。

この日本再興戦略を実現するための政策の一つが中心市街地の活性化であります。

地方都市において、まちなかへの集約による都市構造の再構築、都市のあり方をもう一度見つめ直し、人口が減少する中でも、住宅、医療、福祉の機能をまちなかに誘導することにより、都市活力の維持、向上を図ることです。

これらを踏まえて、民間投資の喚起を軸とする中心市街地の活性化を図ることが重要であることから、政府はこれを図るために法改正を行ったところであります。

この改正は、地方都市の再興に向けた、政府の取り組みの一環として位置付けられます。中心市街地を活性化するだけではなく、都市そのものを再生することが重要ですし、同時に地域公共交通の充実も重要であり、この3つの施策が相互に連携することによって、都市の活性化が図られると考えております。

効果的な枠組みづくりのために、多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指しております。

これは、都市全体の観点から、生活機能や居住機能の立地の在り方を見直そうという動きであり、まちなかを生活空間として考えるという政策であります。

そのために、都市再生特別措置法の改正を現在進めており、今国会中にも法改正がなされる予定であります。

また、今回の改正では駅周辺だけではなく、郊外部も含めた都市の再生の枠組みの中で行うものであります。これを実現するためにも公共交通の充実が大変重要になります。

そのために地域公共交通活性化・再生法も今国会中にも改正が行われます。

これは、市民の足になる公共交通機関に対し国が財政的な支援するというものです。車両等の取得費用の50%を国が補助する施策になっています。

このような施策により、郊外部に住んでいる方々をまちなかに誘導することによって、中心市街地の活性化を図って参ります。

日本再興戦略においては、民間投資の喚起によって地域経済の活力を向上させることを目指しており、安倍総理は就任当初から「地域の再生なくして、日本の再生はない」と言っておられます。

地域再生が日本再生のキーワードとなっており、アベノミクスも一年以上が経過しておりますが、地域経済に波及していないと言われており、この反省を踏まえ、6月には再興戦略のバージョンアップを図りますが、地域経済の向上に力点を置いて日本再生を図るとい枠組み構築に向け議論が進められております。

今回の法改正は、「地域経済の活力の向上」の一点突破主義であり、この為の法改正と言えます。同時に、中心市街地活性化に取り組む裾野の拡大を図っております。

これは、例えばイベント開催時に道路占有許可が下りにくいなど、中心市街地の活性化を図る上でネックになっている部分を解消するため、特例措置として許可がでるような枠組みをつくるものであります。

基本計画は自治体ベースで策定するものですので、一つの市町村の計画になりますが、今後の法改正によって、一つの街だけではなく周辺市町村を含めた経済活力の向上が図られる事業を盛り込むことが必要とされます。

このような形で、地方都市再興に向けた「三位一体の」取り組みの議論が政府で進められています。

平成10年から18年における、旧中活法においては、あくまで届出制でした。これに基づいて国の支援を受けようとする個別に省庁に交付申請を行ってきました。平成18年以降、事前の各省庁との相談は必要ですが、内閣総理大臣認定を受けた計画は、自動的に補助金が受けられるようになっていきます。計画期間の5年間に盛り込まれた補助メニューについては基本的に全て補助金が付くことになっていきますし、確実に実施できるというメリットがあります。

現行の法体系においても、重点支援を行っているわけですが、認定都市には莫大な国費が投入

されます。土浦においては60億円ほどですが、計画によっては200億円や300億円となる場合もあります。政府としましても、成果については国民の皆様への説明責任が求められます。過去には、莫大な国費を投じながら成果が上がらない事例も多くありましたので、政府としても、制度の在り方をもう一度見つけ直す必要がありました。

各自治体の計画には、目標値が定められています。平成24年度末までに計画を完了した44都市の例を見ますと目標達成率は3割。目標は達成されなかったが、当初より改善された計画が3割。残りの4割は成果が上がっておらず、むしろ悪化している状態です。

このようなことはあってはならないと考えており、そのための法改正と言えます。

4月に法改正がなされましたが、3か月の周知徹底期間を設け、7月から施行される見込みで、これ以降新たな枠組みで取り組んでいただくこととなります。

改正後は、高度な公共交通の再編によって郊外部からの集客を図ると共に、郊外部を含めた都市全体を考えた活性化を図るものであります。これにより、地域における事業の採算性が高まって、結果的に中心部に賑わいが生まれれば、商機が生まれますので民間投資が喚起されると考えております。そのためには高度な商業機能の整備により、都市の活力の維持向上を図ることが主な内容になっています。

具体的な中心市街地活性化施策の強化内容ですが、重点支援と裾野拡大の二階建てというのが政策のフレームワークであります。

重点支援の部分ですが、計画事業において1～2事業に絞り込んで大胆な集中支援によって民間投資の喚起を促すというものです。

重点支援については、これまでになかった補助メニューを考えており、三分の一、若しくは二分の一が限度だった補助金を三分の二まで支援します。

この重点支援が、この度の法改正の主な目的でありますので、こういった形で事業を絞り込むかが重要になります。また、来訪者を増加させるような効果の高い民間プロジェクトで、地域住民や自治体の強いコミットメントがあり、責任と主体性をもって、計画した以上は、確実に実施してもらうことが求められます。

そして、内閣総理大臣認定を受けた計画において、重点支援を受ける事業について、経済産業大臣の更なる認定を受けることによって、三分の二の補助金を受けることが出来るというものです。

民間事業者が「投資をしても良い」と思わせるための起爆剤となるような事業を、重点支援を活用して実施するものですので、民間事業者を直接補助する支援制度を考えています。

これまでは、自治体を中心でありましたが、これからは、経済の担い手となる民間事業者の知恵が重要であるという観点から、民間事業者を補助する枠組みをつくったものです。

同時に、設備投資減税等の税制措置を講じる事や、補助外の三分の一については、中小企業基盤整備機構を通じて無利子融資を実施する予定で、なるべく事業者に負担を負わせないように事業化できることとなります。

この制度は民間事業者が対象ですが、純粋な民間事業者だけではなく、市が出資するまちづくり会社等も対象になっていますので、担い手となる会社をつくることで市が実質的な事業主体になることも、手法の一つであると思います。

もう一方の裾野拡大についてですが、中心市街地活性化に取り組みたいという自治体は沢山あります。

本年3月に認定された都市は13都市でした。そのうち11都市の計画は二期認定でありました。これまでの計画があつてその延長として認定しております。新規認定は土浦市と福島県須賀川市の2計画のみです。

須賀川市の基本計画は、土浦と似ている部分がありまして、市庁舎と図書館の整備を核にした計画になっています。これに関しては、震災復興の特例措置として認定しておりますが、土浦市においては、純粋にアベノミクスの理念である経済活力の向上を盛り込んだ計画内容をお願いしておりました。

一方では、コンパクトシティの担い手となる中心市街地の活性化を、幅広く支援して行く必要があるという指摘を頂いておりました。この裾野の拡大については、当初事務方では検討をしておりませんでした。が、「地域の核になりづらい小規模な都市は支援の必要はないのか」と言うような与党内のご議論になり、認定要件を緩和する検討を進めました。

これまで不合格だった計画が合格になるという誤解を招きやすいのですが、これは間違いで、従来通りの4要件である、市街地の整備改善、都市福利施設の整備、まちなか居住の推進、商業の活性化を盛り込んである計画を条件としております。これまでは、全てにおいて新規事業を条件としておりましたが、先進的に市街地の整備進めてきた都市等が対象外にならないように、緩和して行くこととなっています。既存のストックで活性化が認められた計画については、当該要件を除外して行くという事が要件の緩和に当たる部分となります。

同時に、中心市街地活性化協議会の機能の明確化を図っています。

中心市街地活性化協議会には、計画策定の段階で意見具申をしていただきます。そして、それが集約された意見書を添付した計画が申請されるわけですが、これまでは市の計画の追認機関のような取り組みをしてきた協議会もありました。

しかしながら、このような自治体に限って成功していない4割の計画になっています。

この傾向から、協議会が活発に活動してこそ、活性化は成功しており、協議会の在り方の見直しが制度改正の主な趣旨でもありますので、私は昨年一年間を通じてオブザーバーとして、土浦市の協議会に参加させていただきました。

土浦市においては、活発な議論を踏まえた計画になっておりますので、政府として理想的な計画であると言えます。

次に、プロジェクトの絞り込みについてですが、これまでは「点」による支援に過ぎなかったわけですが、これを今後は一つ重点的な取組に関して、エリアを絞って重点的に支援することが法改正の枠組みになっています。

具体的には、経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果の高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設いたします。

その特例措置で経済産業省の中心市街地再興戦略事業補助金により三分の二を補助し、残りの部分は中小機構の無利子融資を活用していただくものです。

さらに特定の活性化事業を行う為、例えば不動産を取得した際の割増償却制度などを創設するものであります。

当初は税制優遇措置で固定資産税の減免についても要望しておりましたが、財務省との折り合いがつかず、本年度は認められなかった経緯がございますが、引き続き要望を続けていきたいと考えております。

また、大型の商業施設が退店した空き店舗に、もう一度商業施設を入れる場合には大店法に基づく手続きが必要になってきますが、地元が望む場合には立地の手続がスムーズに進むよう簡素化等の措置を講じるものです。

これらは、民間の投資を喚起する事業を、特定民間中心市街地活力向上事業としまして、4月18日に行われた法改正によって取り込む事業ですので、土浦市が認定申請した段階ではこの事業は盛り込まれておりません。土浦市も今後はこの事業の認定を受けて、補助を受ける場合には計画変更をかけて経済産業省に申請することとなります。

この計画の認定にあたっては、協議会の皆様の意見を踏まえた計画であることが要件であり、自治体の強い責任に基づいた計画に認定がなされることとなります。

土浦市の計画においては、川口二丁目地区整備事業と関連事業として水質浄化噴水施設整備促進事業が特定民間中心市街地活力向上事業に該当します。

世界最大規模の噴水を整備するという事になれば、必然的に来訪者が増えることとなります。これにより霞ヶ浦周辺市町村にも経済波及効果が及びますので、まさしく特定民間中心市街地経済活力向上事業に合致すると言えます。

噴水が現在は促進事業と記載しており、国の支援が無い計画になっていますが、特定民間中心市街地経済活力向上事業を申請するのであれば、川口二丁目地区と一体で整備するのか、個別に整備するのかは、今後検討を進めて頂きますが、計画変更によって同事業に該当すれば、事業費の三分の二が国から補助されるという事になります。

この特定民間中心市街地経済活力向上事業は、土浦のこのような取り組みを支援するためにつくった制度とも言えますので、是非とも活用していただき、更なる活性化を図っていただきたいと思っております。

4月に入り2日、15日、17日の3日間に亘って、衆議院及び参議院の経済産業委員会で審議がなされ、18日参議院本会議において法案可決となったわけですが、審議における論点をお

話しますと、一つ目は目標の達成率が芳しくない。そもそも目標の達成状況が良くないから法改正をするわけですので、反省をするべきで現状評価をどのようにするかと指摘を受けました。これに関しては、長引くデフレ下、人口減少社会にあって、商業施設や病院が郊外に移転して行きました。これらの要因に加え中心市街地への民間投資、コンパクトシティ化の取り組みが十分でなかったこと、郊外への住宅地の拡散に伴い、中心市街地の商業顧客となる住民の居住地域が集約されていなかったこと、中心市街地と居住地域を結ぶ交通ネットワーク整備が十分でなかったことなどの反省点を踏まえて、民間投資を中心市街地に呼び込むことを目的に法改正が行われております。

中心市街地活性化協議会の機能の明確化については、土浦市は問題ございませんが、地元関係者が提案しても自治体が動かない場合があります。この場合においても民間から自治体に対して逆提案をして行く事も認めるべきということです。

また、基本計画の策定段階や、認定後の見直しにおいても協議会から提案することが重要でありますので、これらを基本方針に盛り込む予定になっています。

現在の法体系においても、意見具申は法律に書いておりますので、これまでも行われて来たわけですが、これを自治体が都合よく解釈して、協議会からの意見を無視するような計画が認定されて来た経緯があります。しかし、今後は協議会からの提案は原則として取り入れた計画にすることと、もし取り入れられないのであれば正当な理由を附していただくこととなります。

土浦の計画においては、これらを先取りしたかたちで策定していただきました。特に噴水整備事業については、協議会において提案された事業に対して、市が真摯に向き合って計画に盛り込まれましたので、一步先を行く先行事例であると言えます。

その他の論点といたしまして、地域活性化を図る上で、各省の連携が必要であるということです。政府内での反省事項でもありますが、内閣官房が政府の方針をつくるわけですが、一方で予算措置を行うのは国土交通省であり、経済産業省であります。このことから内閣府が承認した事業でも、国土交通省や経済産業省が首を縦に振らないことがあるという誤解を招いていたことが一部でありました。本来はあってはならないことです。計画認定にあたっては、主務大臣の同意を得ていますので、後から予算を付けないことは、本来ありえませんが、地方の整備局等まで周知徹底がなされていないことが誤解を招く原因になっていました。

今後は認定された計画に対して、着実に補助メニューが使えるように、内閣官房が責任をもってフォローして行こうと考えております。そのための地域活性化のプラットフォームを現在つくっているところで、我々内閣官房地域活性化統合事務局が事務局を担って、省庁横断的に支援して行く枠組みになっております。

地域資源を活かした中心市街地活性化についても様々な議論がありましたが、地域特性を踏まえて、行政や民間、地域住民、NPO等が十分な議論を行い、歴史的文化遺産、街並み、生活様式、農林水産物、など様々な地域資源を掘り起し、地域全体の活性化につながるような地域色豊かな独自の中心市街地の活性化を図ることが重要であると議論されました。これについては、附帯決議でも盛り込まれておりますので、今後、新法における認定でも、政府の要件を課すことになると思います。土浦においては、独自の地域資源である霞ヶ浦を活かす、川口二丁目整備事業や噴水整備事業が計画されておりますので、この部分でも先行した計画であると言えます。

税制優遇措置に関しては固定資産税の減免が無ければ意味がないという議論がなされました。これについては、財務省がどのような動きを見せるかというところですが、今後も中心市街地における税制の軽減措置を求めて行きます。中心市街地に資産を持っているだけでは、固定資産税は軽減されませんが、まちなかに居住者を増やすようなマンション建設など、活性化が図られる事業について、積極的に減免措置を講じて行こうと考えています。

誤解の無いようにご説明しますが、土浦の中心市街地120ha全ての固定資産税が減免されるものではなく、計画事業に盛り込まれた事業に関する固定資産税を減免することを今後も要望して参ります。

認定制度の概要ですが、今後も大きな変更点はございません。

基本的には、内閣総理大臣を本部長とする内閣官房が事務局を担う中心市街地活性化本部が基本方針を決め、市町村が計画を策定します。策定にあたっては、協議会の意見を附します。この意見を附した計画に関して、内閣総理大臣が認定をすると同時に支援措置が受けられるという、大きな枠組みは変わりません。変更点は、この計画における特定の事業に関して、重点的な支援

を行うことです。

協議会の役割も変わりません。基本計画を策定する際の意見聴取、また事業計画を作成する際の協議、この二つの大きな役割は変わりませんし、構成員も枠組み自体も法律も変わることはございませんが、協議会の意見の取り扱いの部分で誤解を招いていた部分があり、この誤解を取り除くため、基本方針に分かりやすく追加の記載をして行こうと考えています。

内容は、市町村からの基本計画案の提示がない場合でも、基本計画案の作成に向けた協議を自ら行う事や、市町村に対して参加を要請し、基本計画の案や認定基本計画の見直しの提案を行う為の協議を積極的に行う等の意欲的な取組が期待されるという事を追加記載いたします。

同時に、役割の部分で協議会は、市町村に対して基本計画の案、及びその実施に関し必要な事項を記載した書面をもって基本計画等についての提案を行うことができるというものです。

これまでも意見を述べる事が出来るとしていましたが、提案という部分がありませんでした。これは、まさしく土浦の協議会を参考にして、今回追加しようとしているものですが、基本方針に盛り込むことによって、提案がなされた計画は重要だという事を明確化して行きたいと考えています。

同時に市町村は、提案について検討を加え遅延なく、その結果を協議会に通知しなければなりません。長々と協議したが結局、提案を盛り込めなかったということが無いように、速やかに通知することと、仮に実施しないならば、その理由付けを求め、正当な理由が無いのなら政府としても計画変更は認めない方向になると思っています。

この意味から、計画を策定する市と、協議会とが相互に意見調整を図り、二人三脚で取り組んでいただく必要があると考えています。

事業及び措置の一体的推進については、市町村は、国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、実施する義務を有するという、責務規定に鑑みまして、協議会から参加要請がなされた場合には積極的に応じ、協議会の意見を尊重し反映するという事を明確に盛り込んで行きたいと思っています。

この結果、より地域の意見を反映した計画の策定、若しくは見直しが可能になると考えています。

中心市街地再興戦略事業費補助金ですが、地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援されるもので、地元住民や自治体による強いコミットメント、責任を持った発言があることを前提に、実効性のある計画に対し近隣の市町村や住民、観光客などのニーズに対応できる、高度な商業等の機能の整備を図るものであります。

これは商業施設に限ったものではなく、商業の活性化に資する事業に関しても対象になりますので、土浦の商業活性化を図るため、霞ヶ浦の湖畔に噴水を整備することも対象になります。

また、従来の中心市街地については、少子高齢化に対応した持続的なまちづくりを支援して行きます。

政府としては、民間事業者やまちづくり会社に対して、事業費の三分の二を補助するとともに、残りの三分の一は中小機構の無利子融資において支援する施策を用意しております。

土浦の計画において、市庁舎の整備と図書館の整備は核事業でありますので、予定通り進むものと考えておりますが、人口が減少する中であっても居住、医療、福祉、商業などの機能をまちなかに誘導し、活力の維持、向上を図ることが必要になります。この為に、今回中心市街地活性化法を改正いたしました。これによって、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図ることで、魅力のある波及効果が期待できる民間プロジェクトに予算、税、低利融資といった支援策を集中的に投入し、民間投資を強力に喚起して行く制度を創設しました。

また、中心市街地の活性化のために都市全体の活性化が欠かせません。中心市街地の外も巻き込み、周辺地域への居住の集積や、公共インフラの再編を図る施策等が一体となって、地方のまちづくりを総合的、かつ強力に進めつつ中心市街地の活性化を図って行きたいと考えています。

政府一体となったワンストップの取り組みによって、地方の中心市街地の活性化を支援することで、アベノミクスを目指す経済の好循環の成果を全国津々浦々に届けて行く事が重要であるとと考えています。

法律は、万能薬ではありませんし、中心市街地活性化の主役は市町村であり、民間事業者でありますので、様々な関係者がステークホルダーになっています。政府としましては、意欲のある取り組みに対して、積極的に後押しをする方針であります。

土浦市の中心市街地活性化基本計画は、この法改正を見据えた計画で、唯一の認定でありますので、今後法改正によって、経済活力向上事業に取り組もうという自治体は、土浦の計画を参考につくることになると思います。本日お集まりの皆さんには、今後も多大なるご負担をおかけすることもあります。土浦が起爆剤になって地域が活性化し、日本全体が元気になって行く、そういった計画になって行く事を望んでおりますし、そのようになることを期待して認定させていただきました。

今回の法改正を踏まえました、土浦の中心市街地の活性化の在り方についての説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。